

小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和6年7月23日（火）
意見提出期間	令和6年7月23日（火）から令和6年8月21日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、情報システム課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	8件（4人）
インターネット	4人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

無効な意見提出	0人
---------	----

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

（総括表）

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	8

（具体的な内容）

（1）行政手続及び個人情報等の取扱いに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	改正の背景として「窓口で従来の健康保険証を提示できない場合等の対応として」とあるが、①健康保険証に加えてマイナンバーカードの提示を要請することがある	D	①健康保険証に加えてマイナンバーカードの提示を求めることは、ケースによってはあります。 窓口手続の場合の一般的な対応として、申請者のマイナンバー（個人番号）を記

	<p>か、その場合特定個人情報ファイルが作成されるか、②健康保険証が廃止されその代用となる資格証が利用された場合の特定個人情報の取り扱いはどうなるか。</p>		<p>載いただいた場合に番号確認及び本人確認のために申請者のマイナンバーカードの提示を求めています。</p> <p>なお、特定個人情報ファイルとは、医療費助成の事務を行うために使用するマイナンバーを含む個人情報ファイルのことであり、システム上で全ての受給者について備えているものです。健康保険証やマイナンバーカードの提示があった際に、医療費助成の特定個人情報保護ファイルが作成されるわけではありません。</p> <p>②添付いただく書類が変わるだけであり、特定個人情報の取扱いを慎重に行う点においてはこれまでと変更はありません。</p>
2	<p>本市における電子、あるいは紙面で保有される特定個人情報ファイルの管理、特に閲覧資格者の制限と、閲覧履歴の管理について、市民向けの説明資料について教示して欲しい。</p>	D	<p>本市は個人情報保護委員会（特定個人情報の取扱いについて監視・監督権限を有する国の機関）が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」を参考に運用しております。当該ガイドラインについては個人情報保護委員会のホームページをご参照ください。</p>
3	<p>本市が保持する特定個人情報ファイルの数や、行政業務別や情報種別の利用回数、閲覧数など定期的に関示して欲しい。その開示情報を作成することによる業務の効率化や不正利用の防止を期待している。</p>	D	<p>業務別や情報種別の利用回数等を公開する予定はありません。</p> <p>特定個人情報ファイルを用いて処理する事務のうち、一定規模以上のものについては、特定個人情報保護評価書を公表しております。また、公開特定個人情報の利用については国の法令でその範囲が厳格に制限されており、不正利用に対しての罰則規定もあります。本市といたしましても、特定個人情報の取扱いに際しては、細心の注意を払い事務を行ってまいります。</p>

4	<p>今回の条例制定主旨の文言の中に、「健康保険証を提示できない場合等の対応として、個人番号制度による情報連携の仕組みを用いた健康保険関係情報の取得と併せて、本市が保有する国民健康保険関係情報を内部連携で閲覧できるようにする」とあるが、マイナンバーカード提示についての記載はない。</p> <p>そのため、市では申請者とその個人番号をどのように確認し、どのように間違いなく特定し、市が必要とする関連情報と結び付けるのか知りたい。</p>	D	<p>本市では医療費助成の申請手続において、申請情報等から申請者及びその個人番号を確認します。当該申請情報等に基づき、個人番号制度による情報連携の仕組みを用いた健康保険関係情報の取得と併せて、本市が保有する国民健康保険関係情報を内部連携による閲覧等により、申請者の保険情報を確認するものです。</p> <p>また、申請においては申請者が個人番号を記載しますが、記載された個人番号及び本人確認のため、以下の通り書類の提示を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を確認できる公的書類 (マイナンバーカード又は個人番号の記載のある住民票の写しなど) ・本人確認書類 <p>【小児医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の場合】保護者の写真付き本人確認書類1点(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)または写真無しの本人確認書類2点(健康保険証+年金手帳、健康保険証+住民票の写しなど)</p> <p>【重度障害者医療費助成の場合】障害者手帳</p>
---	--	---	--

(2) 意見公募に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	<p>令和5年6月15日(木)から令和5年7月14日(金)まで小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正のパブリックコメントを行っており改正内容が同一に見えるが、前回のパブリックコメントとの内容の差異は何か。</p>	D	<p>今回パブリックコメントの募集をした小田原市個人番号の利用に関する条例等の改正の素案については、昨年の内容との差異はありません。</p>

2	改正内容が同一であれば、なぜ再度意見公募を行うのか。同一でないのならばなぜ1年間意見内容等を公表しなかったのか。	D	条例の改正を、本年12月2日に従来の健康保険証が廃止される時期に合わせた形にいたしました。しかしながら、前回の公募から約1年間が経過していることから、同じ内容ではありますが、改めて意見公募を実施したものです。 なお、前回の意見公募の結果も踏まえ、今回の結果とまとめて公表をしております。
3	小田原市意見公募手続条例第10条第3項にて、別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨と条例第10条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならないとされているがまだ公表されていない。条例に定める速やかとはいつまでのことか。	D	この度の意見公募は、先述のとおり条例の改正時期を見直したことに伴い実施したものであり、内容に変更はないことから、今回の結果と共に前回の結果を公表しています。 小田原市意見公募手続条例第10条第3項にて規定している「政策等を定めないこととした場合」、「別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合」には該当はせず、同条第1項の規定に従い、議会の議決を要するものであるため議案の提出の時までに公表するものと考えております。

(3) その他の意見等

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	個人番号の利用、および国民健康保険との連携に反対する。	D	国による現行の保険証の廃止とする改正に対応するため、本市の医療費助成事業の資格審査に必要な健康保険資格情報を取得するといった整備を行うものであること、ご理解いただければと存じます。